確定申告書等作成コーナー

～申告書等作成のための操作の手引き～

株式等の譲渡
前年からの繰越損失を
譲渡所得及び配当所得等から控除　編

前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得と配当所得等から控除する場合の確定申告書の作成の手順を説明します。

なお、この操作の手引きは「**令和元年分　株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）**」（国税庁ＨＰからダウンロードすることができます。）の事例５に準じて作成しています。

国　税　庁

前年分からの繰越譲渡損失を本年分の特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得と配当所得等から控除する場合の操作手順を、次の事例に基づいて説明します。

※　特定口座（源泉徴収あり）とは、特定口座のうち、源泉徴収することを選択した口座のことです。

ご利用の特定口座が特定口座（源泉徴収あり）か特定口座（源泉徴収なし）か分からない場合には、お手元の特定口座年間取引報告書の「源泉徴収の選択」欄をご覧ください。

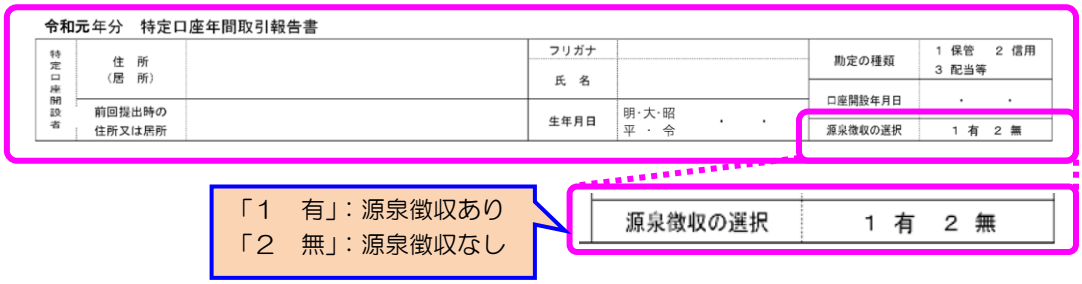

【事例】

私は、令和元年（平成 31 年）中にＹ証券山手支店の特定口座（源泉徴収あり）で次の取引を行いました。

譲渡区分		譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
	上場分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
	特定信用分	―	―	―
合計		5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

また、この特定口座（源泉徴収あり）を通じて上場株式であるM商事の配当（収入金額 60,000 円）を受け取りました。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が 1,350,000 円（平成 28 年分の損失 250,000 円、平成 29 年分の損失 300,000 円及び平成 30 年分の損失 800,000 円）あります。

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従い、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法などを確認したい場合は、「**令和元年分　株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）**」の事例５をご覧ください。

1　入力方法選択

①　「左記以外の所得のある方（全ての所得対応）」の『➡**作成開始**』ボタンをクリックし、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。

※　「よくある質問」の参照方法

入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」を参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があります。

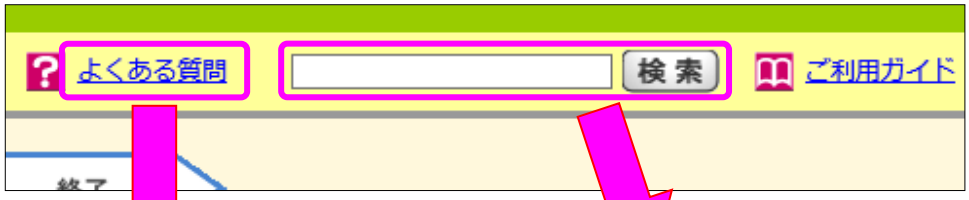

リストから参照する場合は、画面左上の「よくある質問」をクリック

キーワードから検索する場合は、画面右上の入力欄に検索する用語を入力して、「検索」ボタンをクリック

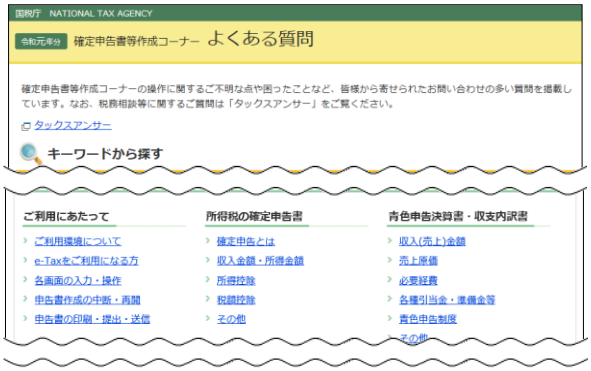

2　申告書の作成をはじめる前に

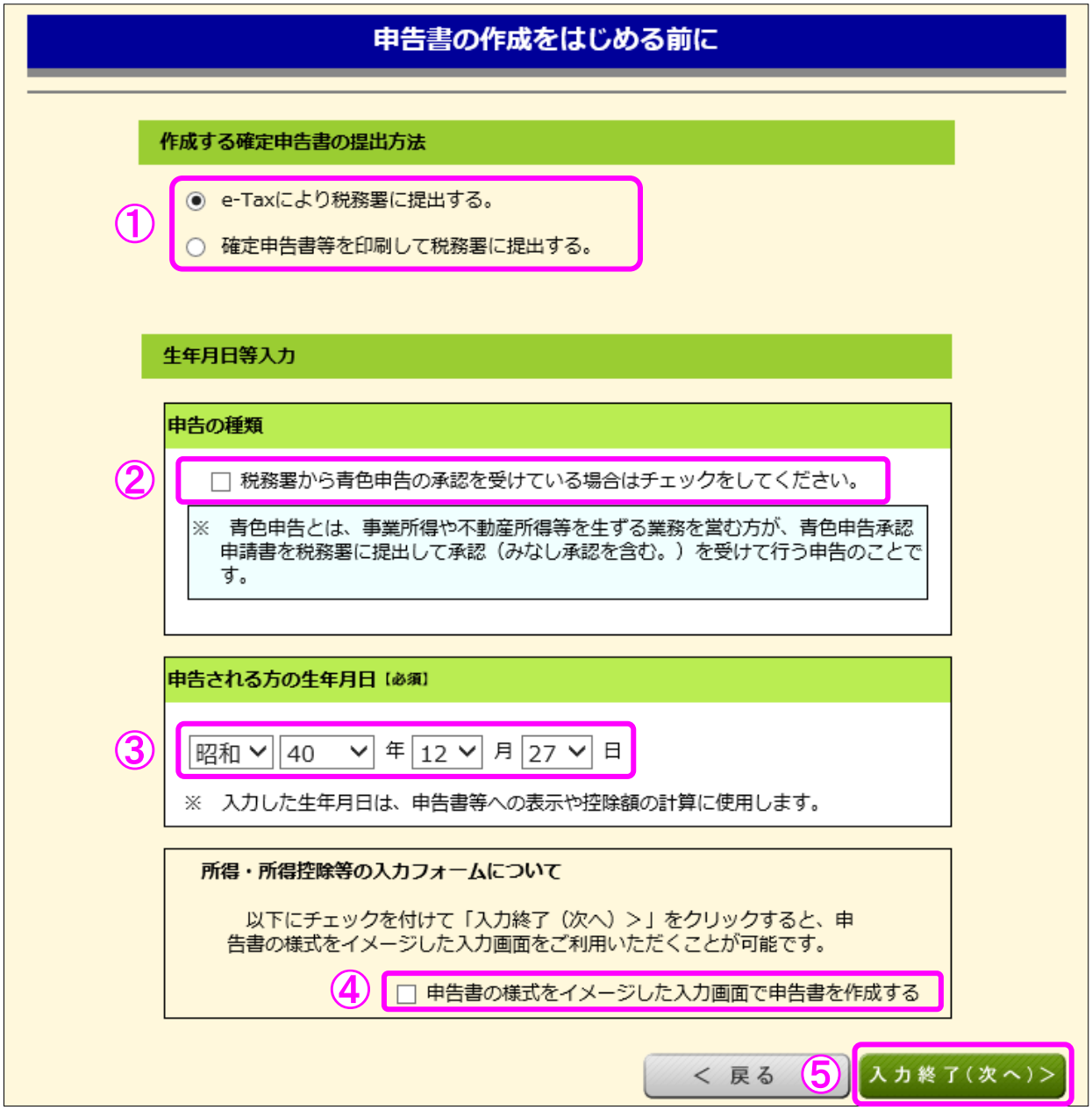

①　作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。
（「税務署への提出方法の選択」の画面で「印刷して提出」を選択している場合には、表示されません。）

②　青色申告の承認を受けている場合は、「税務署から青色申告の承認を受けている場合はチェックをしてください。」にチェックします。

③　「生年月日」を入力します。
（これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。）

④　申告書の様式をイメージした入力画面に基づいて収入等の入力を行う場合には、「申告書の様式をイメージした入力画面で申告書を作成する」にチェックします。

⑤　『**入力終了（次へ）＞**』ボタンをクリックします。

3　収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得　　（単位：円）

所得の種類		入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額（?から表示金額の説明を確認できます。）	
事業所得（営業・農業） ?		入力する			?
不動産所得 ?		入力する			?
利子所得 ?		入力する			?
配当所得 ?		入力する			?
給与所得 ?		入力する			?
雑所得 ?	公的年金等	入力する			?
	その他	入力する			
総合譲渡所得 ?		入力する			?
一時所得 ?		入力する			?
合計 ? ※　「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。					?

分離課税の所得　　（単位：円）

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額（?から表示金額の説明を確認できます。）	
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する			?
株式等の譲渡所得等 ? ①	入力する			?
上場株式等に係る配当所得等 ?	入力する			?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する			?
退職所得 ?	入力する			?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※　決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

＜ 戻る　　入力終了（次へ）＞

① 株式等の譲渡所得等の『**入力する**』ボタンをクリックすると、「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面へ進みます。

4　金融・証券税制（入力項目の選択）

次の画面が表示されますので、案内に従って入力を進めます。

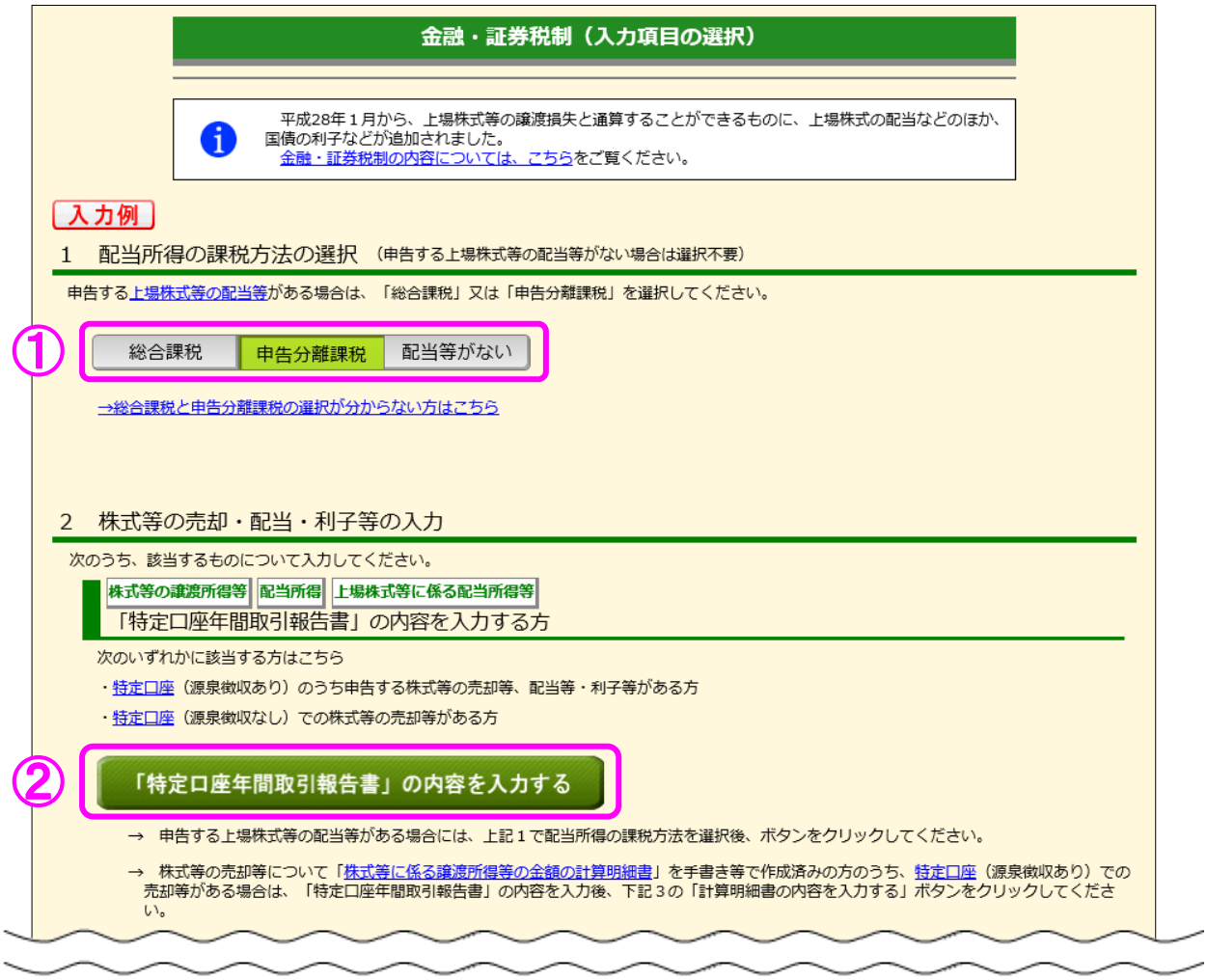

①　この事例では、前年分からの繰越譲渡損失を本年分の配当所得等から控除するため、「申告分離課税」を選択します。

②　この事例では、特定口座での株式等の取引がありますので『**「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する**』ボタンをクリックします。

5　金融・証券税制（特定口座）

ここでは、特定口座（源泉徴収あり）の取引について、金融商品取引業者等（証券会社など）から書面で交付された「特定口座年間取引報告書」を基に入力する方法について説明します。

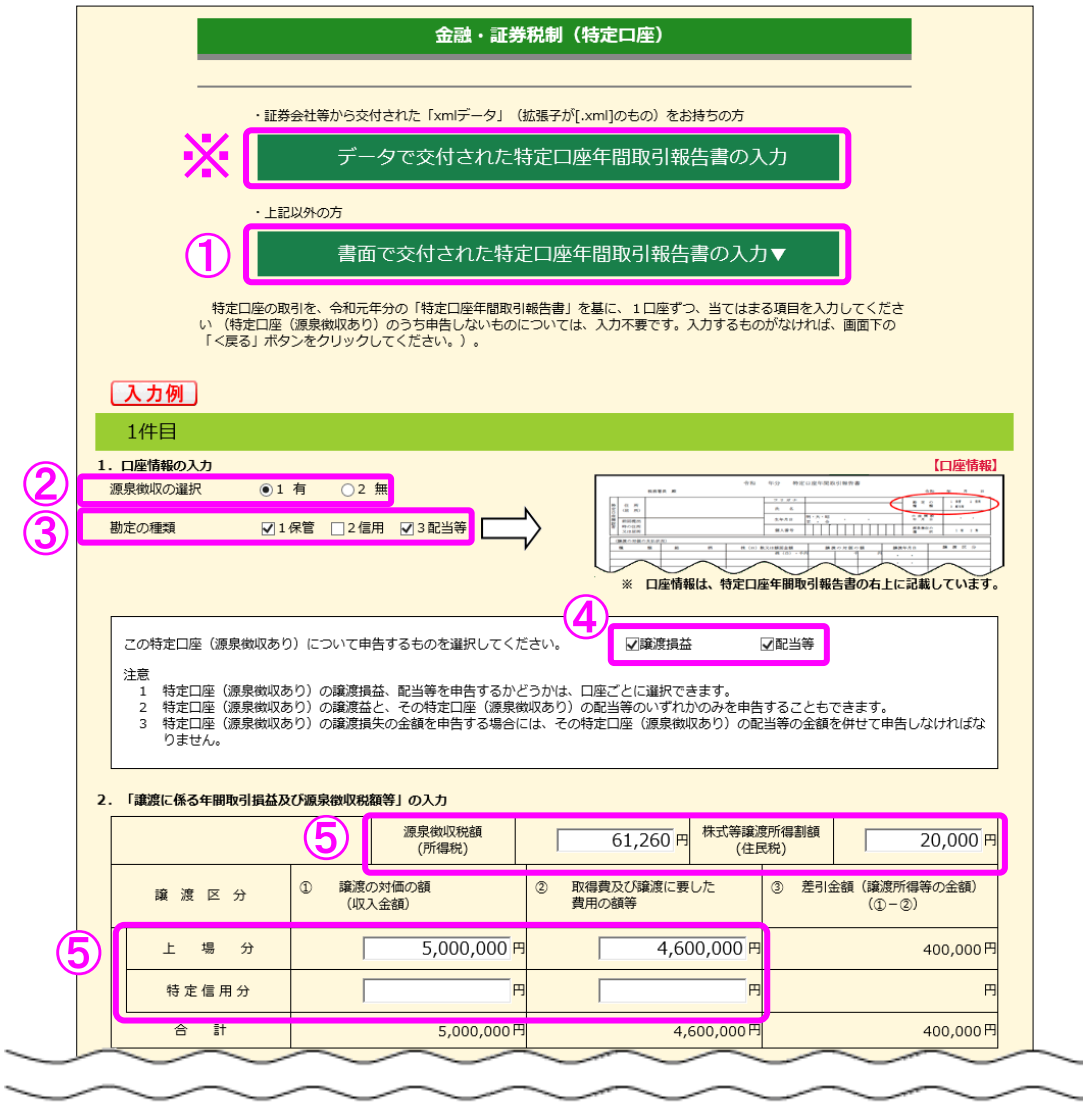

令和元年分　特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所（居所）	E市○×町 53－8	フリガナ	フクオカ　ヨシコ	勘定の種類	1 保管　2 信用　3 配当等 ③
			氏名	福岡　良子	口座開設年月日	24・7・13
	前回提出時の住所又は居所		生年月日	明・大・昭・平・令　40・12・27	源泉徴収の選択	1 有　2 無 ②

（譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等） ⑤	源泉徴収税額（所得税）	千	円	株式等譲渡所得割額（住民税）	千	円	外国所得税の額	千	円
		61	260		20	000			0

譲渡区分	① 譲渡の対価の額（収入金額）			② 取得費及び譲渡に要した費用の額等			③ 差引金額（譲渡所得等の金額）（①－②）		
上場分	5	000 千	000 円	4	600 千	000 円		400 千	000 円
特定信用分									
合計	5	000	000	4	600	000		400	000

① 『**書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▽**』ボタンを選択します。

② 申告する特定口座の源泉徴収の有無を選択します。この事例では「１　有」を選択します。

③ 特定口座年間取引報告書に記載されている「勘定の種類」を選択します。この事例では「１保管」及び「３配当等」を選択します。

④ この特定口座について申告するものを選択します。この事例では「譲渡損益」及び「配当等」を選択します。

⑤ 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」を入力します。

続いて、特定口座に受け入れた配当等について、入力します。

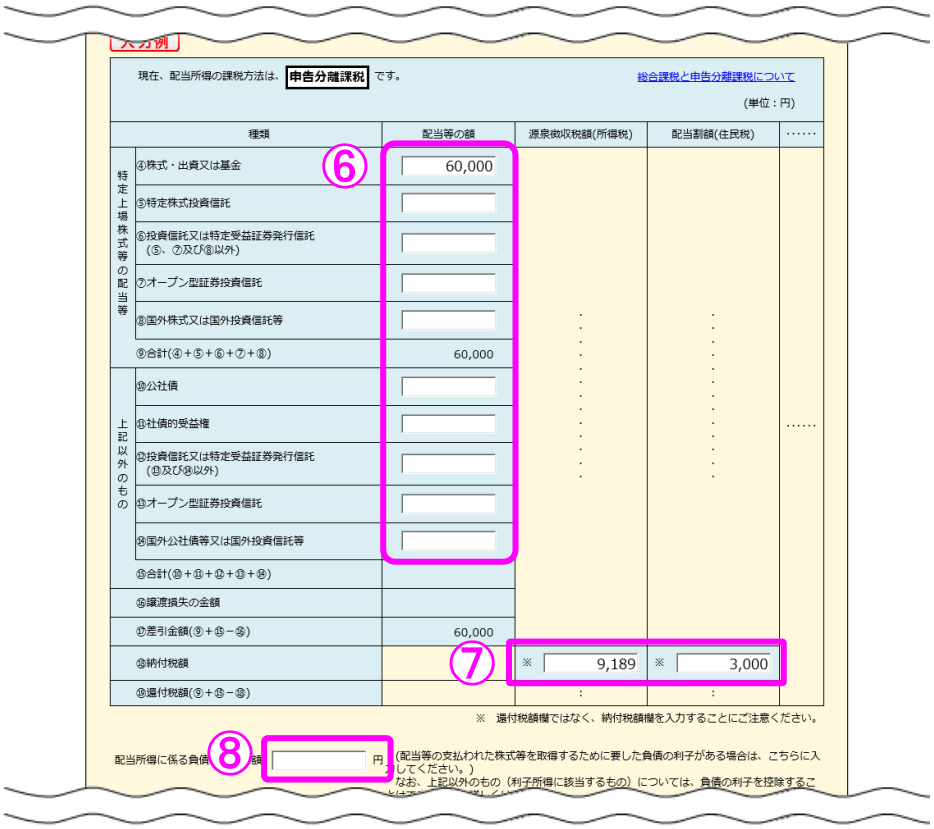

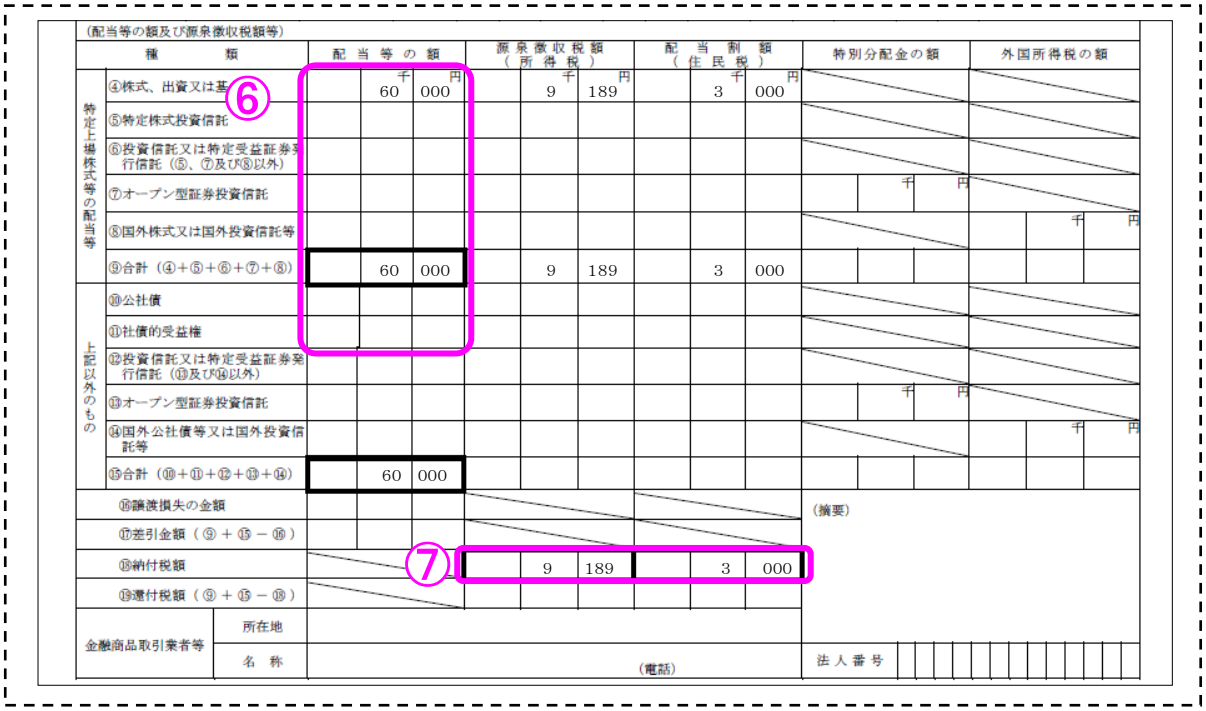

⑥　「配当等の額」を入力します。

⑦　配当等の額に対する「源泉徴収税額（所得税）」及び「配当割額（住民税）」の「納付税額」を入力します。

⑧　配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、その金額を入力します。

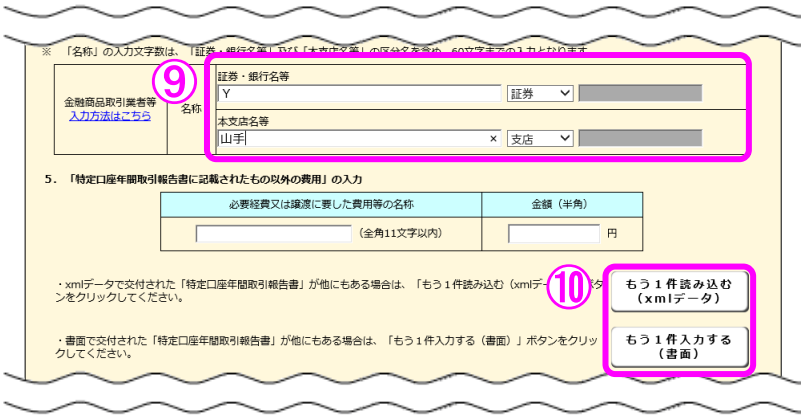

⑨　金融商品取引業者等の名称を入力します。

⑩　複数の特定口座を入力する場合には、②～⑨の必要項目を入力後、『**もう１件入力する（書面）**』(データを読み込む場合は『**もう１件読み込む（xml データ）**』) ボタンをクリックします。

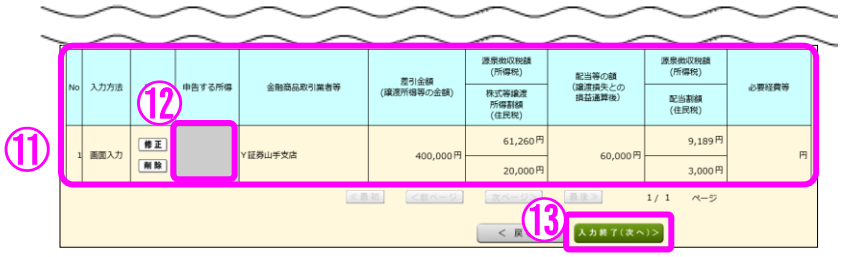

⑪　入力した内容が表示されますので、内容を確認します。

⑫　データで読み込んだものについては､｢申告する所得｣にチェックボックスが表示されます。

⑬　全ての入力が終わりましたら、『**入力終了（次へ）＞**』ボタンをクリックします。

※　データで交付された特定口座年間取引報告書の読み込み方法

【１　金融・証券税制（特定口座）】

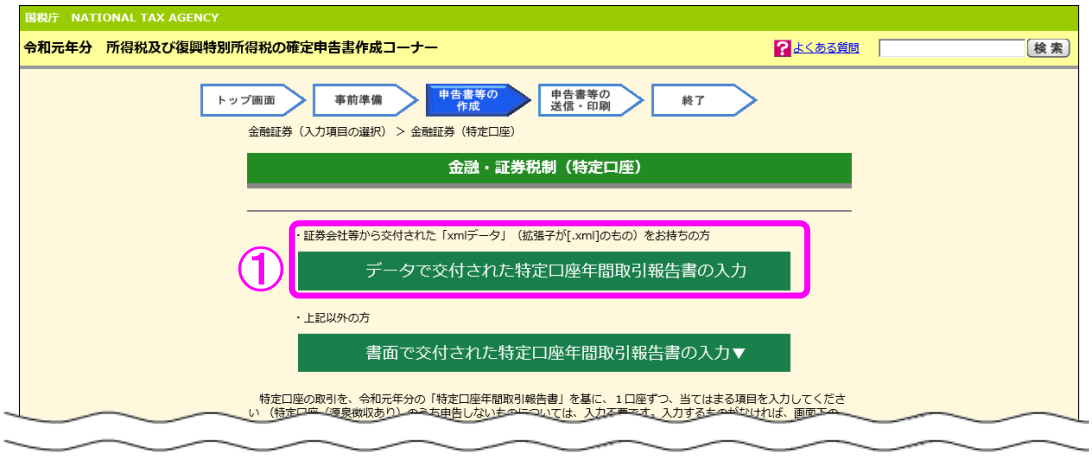

①　『**データで交付された特定口座年間取報告書の入力**』ボタンを選択します。

【２　証券会社等から交付されたデータの読込】

②　「証券会社等から交付されたデータの読込」画面で、『**ファイルを選択**』ボタンをクリックし、読み込むファイルを選択してください。

③　読み込んだファイルの一覧が表示されるため、全てのファイルを読み込んだことを確認した上で、『**選択したファイルを読み込む**』ボタンで次画面へ進みます。

【３　証券会社等から交付されたデータの読込結果】

④　「証券会社等から交付されたデータの読込結果」画面で申告する所得を確認し、『**次へ進む**』ボタンで次画面へ進みます。（９ページの⑩以降参照）

【注意】

１　特定口座（源泉徴収あり）における上場株式等の譲渡所得等又はその特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（１回の譲渡ごと、１回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。）。

２　特定口座（源泉徴収あり）における上場株式等の譲渡所得等とその特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等のいずれかのみを申告することもできます。ただし、特定口座（源泉徴収あり）における上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等も併せて申告しなければなりません。

３　特定口座（源泉徴収あり）における上場株式等の譲渡所得等又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告した後に、その特定口座（源泉徴収あり）における上場株式等の譲渡所得等又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告しないこととする変更はできません。また、特定口座（源泉徴収あり）における上場株式等の譲渡所得等又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を含めないで申告した後に、その特定口座（源泉徴収あり）における上場株式等の譲渡所得等又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告することとする変更もできません。

６　金融・証券税制（入力項目の選択）

「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面に戻ります。

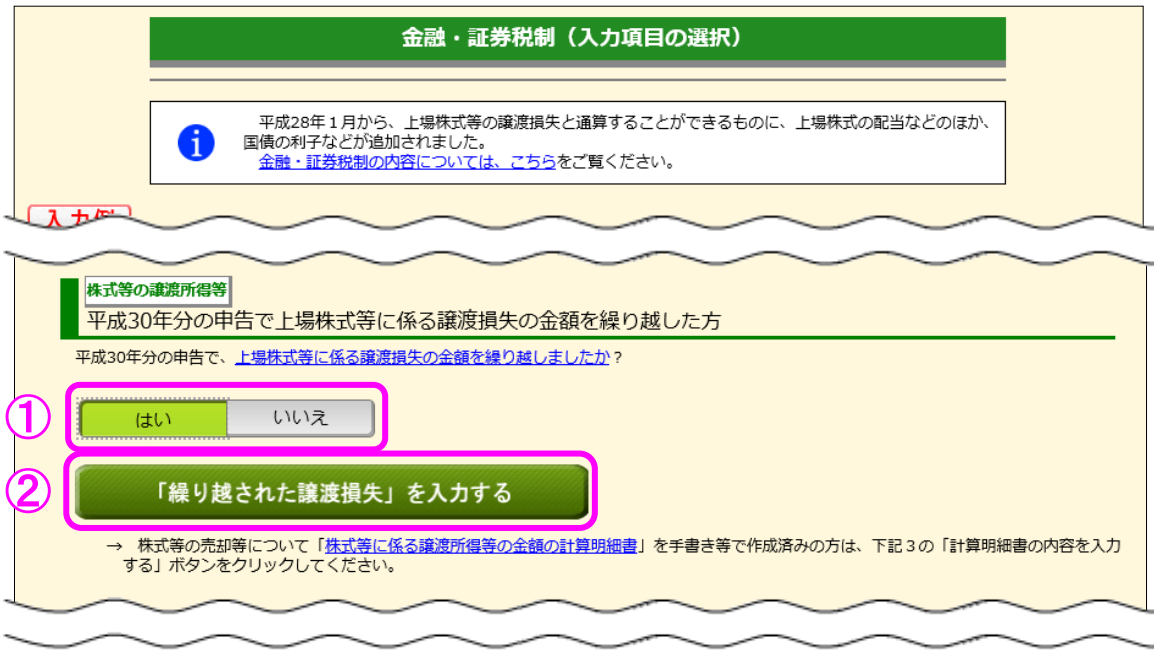

①　「平成 30 年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「はい」を選択します。

②　①で「はい」を選択すると『**「繰り越された譲渡損失」を入力する**』ボタンが表示されますので、クリックします。

7　金融・証券税制（前年から繰り越された損失額）

ここでは、平成 30 年分の確定申告で提出した「平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の控えなどを基に、令和元年分の譲渡所得等や配当所得等から控除する損失額の入力を行います。

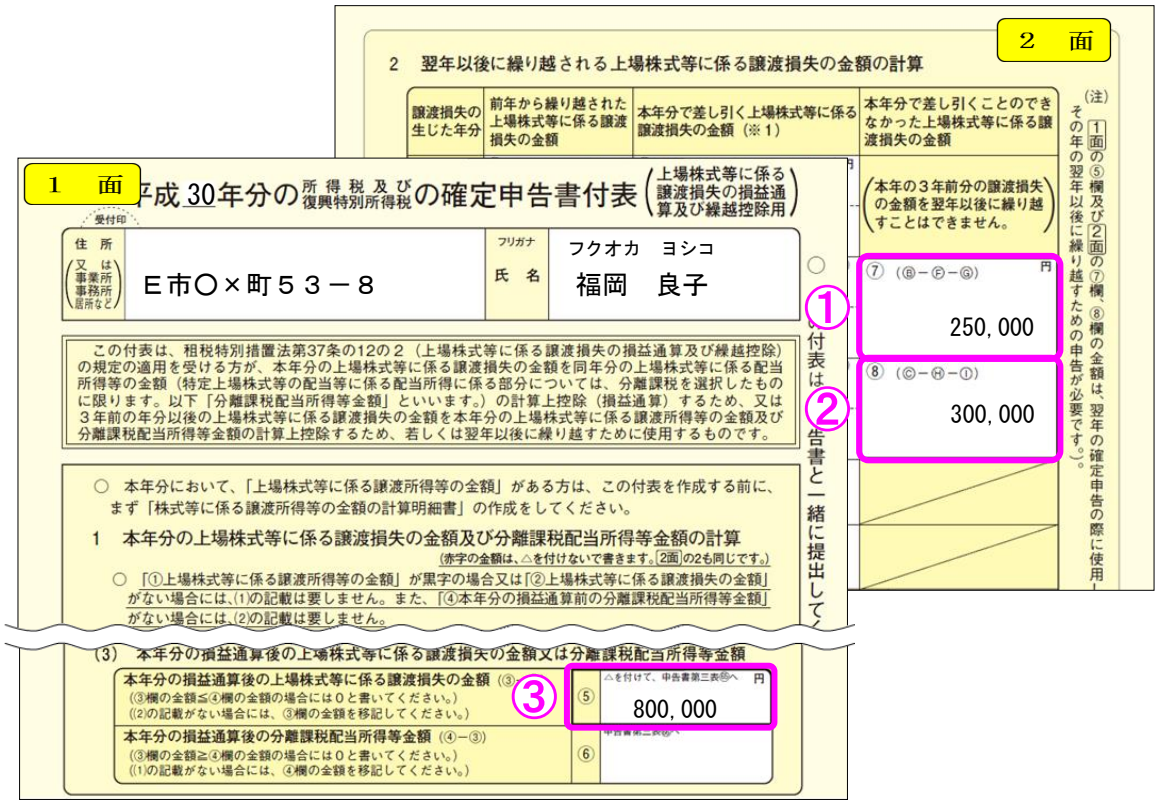

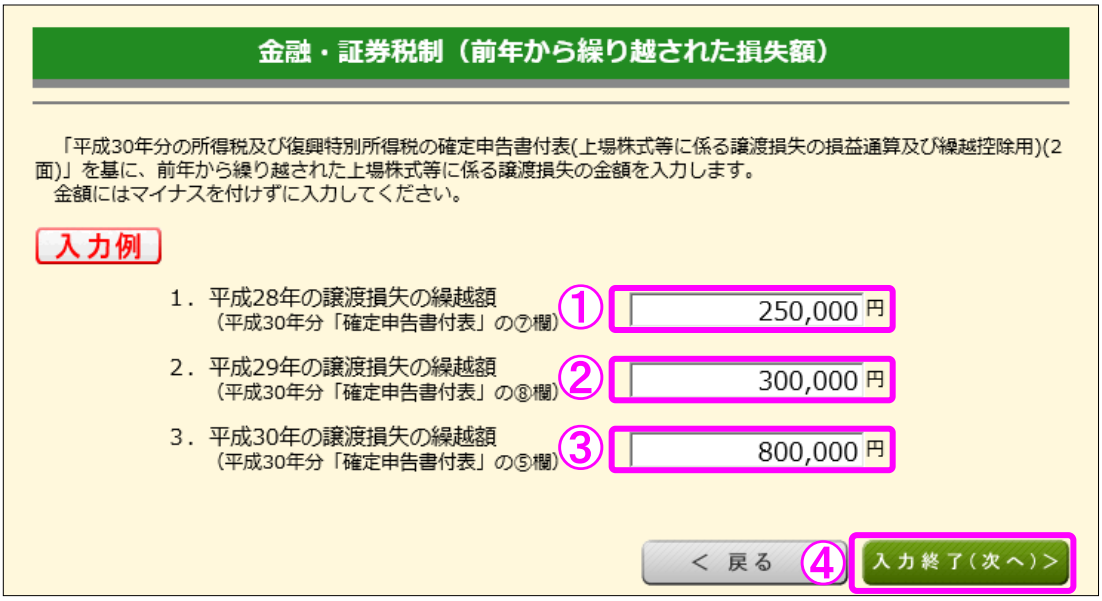

①～③　「平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の控えなどを基に、各年の繰越額を入力します。

④　『**入力終了（次へ）＞**』ボタンをクリックします。

8　金融・証券税制（入力項目の選択）

①　『**入力終了（次へ）＞**』ボタンをクリックします。

※　『**訂正・削除**』ボタンをクリックするとそれぞれの項目の入力画面に戻ります。

9　金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認１）

入力した内容に基づいて計算結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認１）

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。
内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）＞」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	5,000,000円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①＋②）	③	円	5,000,000円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	円	4,600,000円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	円	4,600,000円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		⑧		円
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	円	400,000円
特定投資株式の取得に要した金額の控除		⑩	円	円
所得金額（⑨－⑩）		⑪	円	400,000円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		⑫		400,000円
繰越控除後の所得金額（⑪－⑫）		⑬	円	0円

＜ 戻る　①　確認終了（次へ）＞

①　金額を確認し、『**確認終了（次へ）＞**』ボタンをクリックします。

10　金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認２）

株式等の譲渡所得等との損益通算及び繰越控除の結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認２）

「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の内容を表示しています。内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）＞」ボタンをクリックしてください。
当画面においては、赤字(損失)の金額は△を付けずに表示しています。

1．本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の１面の「上場株式等」の⑪欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の１面の「上場株式等」の⑨欄の金額）	②	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	円

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	60,000円

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≦④欄の金額の場合、０円）	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、０円）	⑥	60,000円

2．翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の３年前分（平成28年分）	(A) 250,000円	(D)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 250,000円 (E)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 0円	
本年の２年前分（平成29年分）	(B) 300,000円	(F)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 150,000円 (G)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 60,000円	⑦（(B)-(F)-(G)） 90,000円
本年の前年分（平成30年分）	(C) 800,000円	(H)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 0円 (I)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 0円	⑧（(C)-(H)-(I)） 800,000円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（(D)+(F)+(H)）	⑨ 400,000円		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（(E)+(G)+(I)）	⑩ 60,000円		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）			⑪ 890,000円

3．前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（⑥－⑩）	⑫	0円

＜ 戻る　① 確認終了（次へ）＞

① 金額を確認し、『**確認終了（次へ）＞**』ボタンをクリックすると、「収入金額・所得金額の入力」画面へ戻ります。

11　収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得　　（単位：円）

所得の種類		入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額（?から表示金額の説明を確認できます。）	
事業所得（営業・農業） ?		入力する			?
不動産所得 ?		入力する			?
利子所得 ?		入力する			?
配当所得 ?		訂正・内容確認	✔	分離課税の配当所得の入力有	?
給与所得 ?		入力する			?
雑所得 ?	公的年金等	入力する			?
	その他	入力する			
総合譲渡所得 ?		入力する			?
一時所得 ?		入力する			?
合計 ? ※　「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。				0	?

分離課税の所得　　（単位：円）

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額（?から表示金額の説明を確認できます。）	
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する			?
株式等の譲渡所得等 ? ※	訂正・内容確認	✔	上場株式等　400,000	?
上場株式等に係る配当所得等 ?	訂正・内容確認	✔	60,000	?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する			?
退職所得 ?	入力する			?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※　決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

＜ 戻る　　入力終了（次へ）＞

※　株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力結果が表示されます（「株式等の譲渡所得等」及び「上場株式等に係る配当所得等」には、損益通算後、繰越控除前の金額が表示されます。）。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、『**入力終了（次へ）＞**』ボタンをクリックすると、所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。